

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 24 日（日）14:00～14:15

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 6

公述の内容については文章にして参りましたので読みます。ぜひ、ご理解いただきたいと思います。私は利根川・江戸川河川整備計画原案第 5 章河川の整備の実施に関する事項のうち、(5) 超過洪水対策について意見を述べます。私は 55 ページの表 5-8、高規格堤防に関する施行の区間の高規格堤防事業に関する部分について削除することを求めます。はじめに、国土交通省が 2004 年に高規格堤防特別区域に指定した東京都江戸川区平井七丁目地区スーパー堤防、いわゆる高規格堤防について、いくつかの問題点を指摘いたします。荒川下流河川事務所のパンフレットでは、荒川右岸 7 km 地点付近に位置する 2、3 階建てが中心の住宅と工場が混在した地区に、地元自治体である江戸川区との共同事業として、土地区画整理事業を中心に進め、完成させた高規格堤防として紹介されています。その総延長は約 150 m であります。ちなみに財団法人リバーフロント整備センターが 2011 年にまとめた報告書では、総延長は約 90 m となっています。問題点の第 1 はこの完成した堤防の約 150 m は岩淵水門から下流までの総延長 22 km のうちの 0.7% にも満たない長さであるということです。これが、リバーフロントのいう約 90 m とすれば、その完成した堤防はわずかに 0.4% であります。いわば、この堤防は川に面して点でしかありません。このような、点にしかない堤防が造られることで、どれほどの超過洪水対策になるといえるのかということです。問題点の第 2 は事業費であります。江戸川区議会に提出された資料によれば、平井七丁目スーパー堤防事業経費は 82 億円であります。これは、こんな未完成な堤防でさえ 1m 当たり、およそ 5,500 万円かけられているということでもあります。その上、その費用の大半を国土交通省が負担し、地元自治体の負担は土地区画整理事業を含めても、わずか 4.6% の 3 億 8,000 万円、とのことでもあります。第 3 の問題点は既存のまちをいったん壊し、盛土築堤するという、長期間におよぶ高規格堤防事業の工期の結果をした地域への影響についてであります。この地域の地権者は 73 名。そのうち、先のリバーフロントの報告では、4 年間の仮住居期間を経て戻った地権者は約 55% と報告しています。この点については、私自身で行った調査によっても、40% を超える地権者が戻っていないという結果が出ています。つまり、この事業はこのまちに暮らす住民への想像を超える負担が前提となって進められてきたということでもあります。そして、この事業は住宅等が建て込んだ密集市街地で行われた、希な事業といわれています。このたび、河川整備計画案の超過洪水対策として、55 ページの表 5-8、高規格堤防に関わる施行の区間の江戸川右岸、水元公園付近から JR 京葉線橋梁までの多くの地域が、ここ平井七丁目のような密集市街地であることをみるならば、当該地域で高規格堤防を進めた場合にまち壊しや大きな住民犠牲につながるということが明らかであります。私は、更に 2009 年 4 月、江戸川区における気象変動に適応した治水対策検討委員会による中間とりまとめ検討資料 49 ページを公聴会の配布資料の裏面に紹介いたしました。ご覧いただきたいと思います。この検討委員会の委員には江戸川・利根川有識者会議座長の宮村忠関東学院大学教授も参加しています。この資料に沿って、いくつかの意見を申し上げます。はじめに、この資料は表題のようにスーパー堤防の効率的整備の推進に関する江戸川最下流の自治体である江戸川区が設置した委員会からの報告であります。資料の 9 は、表 9 は江戸川区の区域内を対象として、まとめられたものです。ご

覧いただきたいのですが、資料の表に続いて記載されている、ア、イ、ウに整理された3つの課題についてであります。アは総事業費に関する課題として、区内河川の総延長44.3kmを整備した場合の総事業費を約2兆7,000億円と想定しています。このうち、高規格堤防の必要だとされている河川の総延長は19.8kmであり、その想定費用の総額は約2兆1,000億円となっています。つまり、高規格堤防をつくるために必要とする費用は1m当たり1億円強の資金が必要であることとなります。ついで、イでは、時間に関する課題として、200年前後という長期間かかるものと想定しています。この整備に要する期間がどのくらい必要かという点では民主党の政権時代、行政刷新会議で400年かかるという数字が出て大きな話題となりましたが、会計検査院では高規格堤防の完成率を1.1%と発表しています。つまり、これらの想定から出る結論は、全く完成の見通しなど、もてていないということではないでしょうか。3番目のウでは、住民合意の課題です。私はこの公述において、具体例として明らかにしたいことは、今、江戸川区内を流れる、江戸川において進行している関係地域住民の暮らしや住民の意思やコミュニティを破壊しながら進んでいるまちづくりと一体の高規格堤防事業と、その事業の経過からみえてくる問題であります。現在、江戸川区北小岩一丁目東部地区では、事実上、高規格堤防と一体で進められてきた土地区画整理事業の取り消しを求め、江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟が東京地裁で進んでいます。この北小岩一丁目東部地区の地権者は当初、つまり2006年当時には88人でありましたが、事実上、高規格堤防と一体の土地区画整理について、都市計画決定が行われ、昨年には事業決定するまで進んでいます。この事業、都市計画決定すらされていない頃から、一体的施行者である江戸川区は11億円を超す区費を投じて、土地の先行買収を進め、都市計画決定の時点では約20%ほどの地権者が住み続けたまちから立ち退いています。つまり、理由付けは色々されていますが、約20%の住民が追い出されたということでもあります。今、高規格堤防を前提に進めている土地区画整理事業の総事業費は約43億円です。この地域に堤防を完成させるためには、さらに、国有地やJR所有地を堤防化のために、新たな支出が必要になります。しかし、2011年度も2012年度も国は1円の予算も付けていません。着手になっていないわけです。北小岩一丁目の住民の多くは盛土をした堤防の上に暮らすことなど望んではいません。今の固い地盤のままに土地区画整理事業を完成させるみちを希望しています。人口67万人が暮らす江戸川区はその60%を超す地域がいわゆるゼロメートルである低地帯であるから、と高規格堤防の必要性を強調していますが、内水氾濫の被害を受けたことがなく、区内で最も標高の高い地盤も良いこの地域にわざわざ盛土をして堤防をつくり、その堤防の上に暮らすことを強要する、堤防の高さはそのままに、その幅だけを30倍にまで広げ、新たな堤防を造成することで安全が守れるか。私にはそのようには思えないのであります。はじめに事業ありきで進められている、地元行政のまちづくりと一体の高規格堤防事業は、江戸川区の江戸川沿川の北小岩一丁目をはじめ、篠崎公園地区においても地元江戸川区のまちづくりが先行するかたちで、冒頭で明らかにした平井七丁目高規格堤防事業と同様に、まちの破壊が進行しています。私は平井の高規格堤防を振り返り、また、江戸川区の気候変動に適応した治水対策委員会での検討をご紹介します。私は陳述の結論として、江戸川・利根川河川整備計画原案から、超過洪水対策としての高規格堤防に係るすべてを削除されるよう国土交通省に強く求め、意見の陳述を終わります。以上です。

以上